

事業復興型雇用創出事業

平成28年度予算(案) 40.7億円

※緊急雇用創出事業臨時特例基金への積み増し

趣旨

- 被災地では雇用情勢が改善しているものの、建設、水産加工、介護などの分野では人手不足が慢性化しており、一方で安定した職業に就けない被災者が多数存在するなど雇用のミスマッチが生じている。さらに事業所用地の整備に時間を要していることなどが重なり、本格的な雇用復興はなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するためには、復興に不可欠な生業を中心とする産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図る必要があることから、中小企業が雇用のミスマッチ分野等において求職者を雇用する場合に、産業施策と一体となって雇用面から支援を行うことで、その解消を図るものである。

事業概要

【事業実施期間】

平成28年度までに事業を開始した場合に3年間支援(平成28年度～平成31年度)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業者】

中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者(福島県の被災15市町村を除く)に該当する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所

- ① 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)の対象となっている事業所
- ② ①以外で、雇用のミスマッチが生じている分野等の「産業施策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【支給事由】

被災地の事業所においては、復興需要等に伴う人手不足など、被災地特有の事情により人材の確保に困難が生じていることから、産業施策の支援を受けたのち、期間の定めなく求職者を雇用した事業主に対し、計画的な人材育成や職場環境整備などのための資金を助成するもの。

【対象者】

被災求職者

【支給額】

- ・1人当たりの助成額 120万円〔短時間労働者は60万円〕(3年間)
※支給額は段階的に減らす仕組みとする
※ただし、福島県にあっては、被災15市町村内で事業を行う対象事業所の1人当たりの助成額を225万円(短時間労働者は110万円)とする。
- ・1事業所につき2,000万円を上限

